



適格消費者団体の認定を受けました

(全国に5番目! 地方初!! 新たなスタートを切ります)

吉富 啓一郎(理事長)

当ネットは2008年1月29日、内閣総理大臣から「適格消費者団体」の認定を受けました。念願の通知書を受け取り、2003年7月の創立以来、5年弱で新たな段階に到達しました。周知のとおり「消費者団体訴訟制度」は、消費者契約法改正(2007年6月7日施行)により、同法に違反する不当な行為(不当な契約条項・不当な勧誘)を行った事業者に対してその行為の「差し止め請求」権を被害者個人に代わって「適格消費者団体」に認めるものです。当ネットは全国で5番目、首都圏・関西圏の大都市以外では初めての認定団体で、全国各地への波及効果が期待されています。適格消費者団体として認定されたことは当ネットの「使命」である「消費者被害の未然・拡大防止」「悪質な業者の排除」のための強力な「ツール」に成り得るものです。ただし、団体訴権を行使できなければその効果は発揮されません。従来の取り組みのうえに、さらに適格団体としての実績が求められる所以です。すなわち

- ① 被害(もしくはおそれのある)情報の収集・調査・検討
- ② 被害者との合意形成
- ③ 当該事業者との交渉
- ④ 差し止め訴訟
- ⑤ 結果の情報公開

という一連の活動を「スピーディ」「スムーズ」に行うことが求められます。

そうでなければ団体訴権は行使できません。

当ネットはこれらの課題に応えなければなりません。そのためには事務局体制(物的・人的)と訴訟体制(専門家集団)の拡充・強化、その為の会員拡大・財政強化が緊急で焦眉の課題です。消費者団体訴訟制度の特定商取引法・景表法への拡大が日程に上がっている状況のなかでは一層重要になってきています。

消費者行政を重視する政府の方針も出されています。私たちにとっては「追い風」が吹いています。前進しましょう。



岸田国民生活担当大臣室にて

目次

- 1 適格消費者団体の認定を受けました
- 2 岸田文雄国民生活担当大臣に聞く【報告】
- 3 適格消費者団体を目指す消費者組織の意見交換会報告
他団体の動向
- 4 第1回消費生活相談員との学習会・情報交換会【報告】
事業者との意見交換をおこないました【報告】
- 5 消費者契約トラブル・なんでも110番開催
申請手続きおぼれ話
- 6 総会・認定記念セミナーのご案内
5月は消費者月間です



岸田文雄国民生活担当大臣に聞く[報告]

～「消費者団体訴訟制度の活用と今後の消費者行政の行方」～

岡村 信秀(事務局長)

日時:2008年2月2日(土) 11:00～12:20

会場:広島グランドインテリジェントホテル

主催:NPO法人消費者ネット広島 広島県生活協同組合連合会 参加者:96名

はじめに、主催者を代表して広島県生協連合会富田会長理事が挨拶をしました。続いて、岸田大臣からは「生活者や消費者が主役となる社会」へ向けて、法制度の「国民目線の総点検」、省庁縦割りの消費者行政の統一的・一元的推進、強い権限をもつ新組織の発足、消費者行政担当大臣を常設するなど大幅な見直しを検討していることが紹介されました。消費者団体訴訟制度については、導入の背景や経過、適格消費者団体の役割の解説後、2008年1月29日に適格消費者団体として認定されたばかりの消費者ネット広島に対して「きわめて公益性の高い適格消費者団体が地元に誕生したことをともに喜び、同時にその責任を果たして欲しい」とエールが送られました。後半は、冷凍加工食品薬物中毒事案をめぐる社会問題について、国民生活担当大臣として危機感を持っており、関係組織は深く受け止め、拡大・再発防止策に努力してほしいと述べられました。続いて、消費者ネット広島の三好理事がこれまでの活動報告を行ったあと、会の締めくくりとして、認定通知式再現のリクエストに答えて岸田大臣から通知書が吉富理事長に手渡されました。これを受けて吉富理事長は「公益的役割を果たすという重い責任をこの瞬間に背負った。責任を果たせる組織にするためにも、全国から、行政から、大臣から引き続きご支援賜りたい」と挨拶をし、会を終了しました。



活動報告をする三好理事



広島弁護士会からのご案内

消費者庁問題緊急集会「いざ、消費者庁の実現へ 地方からの眼差し」(仮題)

主催:広島弁護士会

日時:2008年5月24日(土) 13:30分～16:30分

会場:KKRホテル広島(広島市中区東白島町19-65)

開催目的 福田内閣総理大臣が打ち出している消費者庁の構想と消費者行政一元化について、その実現に向けての課題と論点、とりわけ地方の消費者行政の在り方について、消費者団体や消費者行政担当者の意見をともに、市民とともに考えます。

主な内容

- ①現状報告「消費者庁構想の意義と日弁連の取り組み」 吉岡和弘(日弁連消費者問題対策委員会委員長)
- ②講演「消費者庁構想の実現に向けて」(仮題) 岸田文雄(国民生活担当大臣)



適格消費者団体を目指す消費者組織の意見交換会【報告】

日 時:2008年2月2日(土) 13:30-16:00

会 場:八丁堀シャンテ

参加者:30名

長井 貴義(理事)

4回目の標記の会が2月2日に八丁堀シャンテで行われ、全国から約30名が参加しました。

最初に、当ネットの吉富啓一郎理事長が、前回(2007/07/28)の神戸での意見交換会の際に、次回広島で開催する際には適格消費者団体の認定を受けていたいと述べ、そのとおりになったことの喜び等をあいさつしました。

これに続き各団体が活動を報告しました。

まず、既に適格消費者団体の認定を受けている、消費者機構日本・消費者支援機構関西・全国消費生活相談員協会・京都消費者契約ネットワークから、様々な申入活動や行事の報告がありました。

次に、ひょうご消費者ネットからは、適格団体の申請について折衝中であることが報告され、消費者ネットおかやまや、大分県消費者問題ネットワークも、今後の申請を目指していることが報告されました。

最後に、当ネットからも、認定を受けるために奮闘してきたと報告しました。

ついで、意見交換では、行政との連携や団体間の情報交換のあり方、事業者との交渉の締めをどうするかについて議論しました。

このほか、特商法・景表法への団体訴訟制度の導入について、認定・監督・訴訟手続を一本化する方向で、今国会で改正が検討されていることの報告がありました。

最後に、今後のこの会の名称を「適格消費者団体連絡協議会」とすることとし、次回は京都で7月26日に開催することとしました。終了後は、多数の方に当ネットの事務所を見学していただいた後に懇親会を行い、前回の意見交換会の際に約束した牡蠣も含む料理やお酒で親睦を深めました。



他の適格消費者団体の動向

京都消費者契約ネットワークと消費者支援機構関西が、下記のとおり、差し止め請求訴訟を提訴しました。制度施行後、初の提訴で波及効果が期待されます。

◇京都消費者契約ネットワーク (消費者団体訴訟第1号)

2008年3月25日、不動産賃貸業及び不動産管理業株式会社長栄に対し、定額補修分担金条項を使用しないこと等を求めて提訴。

◇消費者支援機構関西

2008年4月8日、貸金業者ニューファイナンス株式会社に対し、早期完済違約金の規程を使用しないこと等を求めて提訴。



第1回消費生活相談員との学習会・情報交換会【報告】

川手 三枝子(理事)

2月16日(土)午後1時半から3時半まで、消費者ネット広島の事務所で、標記の会を開催し、広島県内の消費生活相談員・元相談員21名の参加がありました。

吉富理事長の挨拶に続いて、約1時間は電話機リース契約について学習し、後半は質疑応答・情報交換を行いました。講師は、当ネット副理事長廣島弁護士、理事長井弁護士でした。

平成17年12月の特商法の通達改正、

—「例えばリース提携販売のように、『契約を締結し物品や役務を提供する者』と『訪問して契約の締結について勧誘する者』など、一定の仕組みの上での複数の者による勧誘・販売であるが、総合してみれば一つの訪問販売を形成していると認められるような場合には、いずれも販売業者に該当」—

により、リース会社に抗弁することができる、

法第26条の適用除外、

—「例えば、一見事業者名で契約を行っていても、事業用というよりも主として個人用・家庭用に使用するためのものであった場合は、原則としてクーリングオフが適用される」—

を押さえ、既に解決済みの事例・現在交渉中の事例・判例・参考文献の紹介がありました。

後半は、消費者ネット広島を相談者に紹介した場合、どのような流れになるのか、被害の未然防止として不当な勧誘行為の差し止めをすることの意義はあるものの、個々の消費者の被害救済はどうなるのかななどの質問がでました。相談が入れば弁護士が助言していること、現状適格消費者団体は損害賠償請求を行うことはできないが、個々に依頼を受けて対応していること、被害情報がまずスタートであり、消費者団体訴訟制度が生かされるためにも、相談者に当団体を紹介してほしいと説明があり、また窓口対応の協力を求めました。また、今後も定期的にこの会を開催することが話し合われました。

なお、この会は消費者支援基金の助成金を活用して開催されました。

事業者との意見交換をおこないました【報告】

木村 豊(監事)

2007年11月12日大和リビング株式会社から佐々木法務室長ら2名が、2008年2月25日第一生命保険相互会社から吉田CS推進部長ら4名が、いずれも消費者ネット広島の事務所を来訪され、契約約款の問題や企業のコンプライアンス経営などについて意見交換を行いました。

消費者団体訴訟制度の発足により、事業者にはこれまで以上にコンプライアンス遵守の姿勢が求められることとなります。消費者に不利益な約款の改善や不適切な勧誘方法の排除など、事業者自らが率先して行っていくことが必要です。

消費者ネット広島は、消費者との間により適正な契約関係を構築したいと考える事業者に対しては、協力できる範囲で、できる限り協力していきたいと考えています。

前記の事業者との意見交換はこうした観点から行われたもので、今後もこのような機会を持ちたいと思っています。

ホームページをリニューアルしました

ご案内や情報を随時更新していますので、ぜひご覧ください。 <http://www.shohinet-h.or.jp/>



消費者契約トラブル・なんでも110番開催

日時:2008年3月17日(月) 10:00-16:00

会場:消費者ネット広島事務所

相談件数:33件

3月17日に消費者契約トラブル・なんでも110番を開催し、賃貸借契約に関する相談や、高齢者の次々販売など33件の相談に8名の弁護士が対応をしました。今後これらを検討して、お問い合わせや申入れに結び付けていく予定です。

【相談内容】 賃貸借契約(11件)、投資用マンション(1件)、専門学校(3件)、訪問販売(3件)、次々販売(2件)、レンタル(1件)、クリーニング(1件)、エステ(1件)、未成年者契約(1件)、競馬予想ソフト(1件)、借金、自己破産(4件)、その他(5件)

(消費者支援基金助成事業)



申請手続きこぼれ話

三村 明(理事)

私は当会の特定非営利活動法人(NPO)認証のときから、定款等規約作成を担当させていただきました。「日本型団体訴権は法人でなければ利用できない形で検討されているらしい、また事前の活動実績も重要となるらしい」と聞き、約5年前に法人格を取得し、消費者団体訴訟制度の担い手になるために準備をすすめてきました。そして、平成18年に消費者契約法が改正し、実際に消費者団体訴訟制度が導入されたことにより、正式に認定申請準備が始まりました。

私たちはもともと非営利活動法人ですし、社会から消費者被害をなくす活動を行うのですから、認定基準がそれほど厳しいとは予想していませんでした。しかし実際に準備してみると、理事や委員の経歴を調べたり、詳細な業務規程を作成するなど膨大な作業となりました。また活動実績を示す書類は、範囲と内容がどうしても明確にならないものですから、何度も問い合わせ、調整しておしました。

特に大変だったのは消費者契約法に関すること(正確には差止請求に関すること)と他の業務を経理上も事業上も分け、あわせて定款変更もしなければならないことでした。消費者問題に取り組む中で消費者契約法に関することと、その他を厳密に分けるのは困難なことですし、また定款変更を行うには総会を行い、県の認証を受けなければならないため手間と時間がかかりました。最後は何日も深夜までかかって、およそ500枚に及ぶ申請書類を控を含めて3部づくり、ケースに入れて東京まで担いでいってやっと申請をすることができました。

もう一つ大変なのが、健全な資金計画を立てることです。消費者ネット広島の規模で事務所を維持し続けるだけでも大変なことです。こうした公益性のある活動は皆さまの会費や補助金に頼らざるを得ない部分が大きいのので、どうぞ今後さらなるご協力をお願いいたします。



総会・認定記念セミナーのご案内

「第6回定時総会」と、適格消費者団体の認定を記念して「認定記念セミナー」を開催します。セミナーでは行政や事業者との連携等について模索したいと考えています。また終了後は、祝賀懇親会を予定しています。つきましては会員の皆様にぜひともご出席いただきますようご案内申し上げます。

尚、当日ご欠席の正会員の方はご面倒でも、委任状(要サイン)のご提出にご協力いただきますようお願い申し上げます。

■日時:2008年5月10日(土)13:30-16:30

■場所:広島YMCA2号館地階 コンベンションホール

(広島市中区八丁堀7-11 TEL:082-227-6816)

◇総会 13:30-14:15

◇第I部 適格消費者団体認定記念セミナー 14:20-16:30

—平成20年度広島市消費者月間協賛事業—

「安心して契約できる社会をめざして～消費者と行政と事業者の連携を模索して～」

パネリスト(予定)広島県・広島市、消費者代表、弁護士、事業者

コーディネーター当法人理事(理事・弁護士 山本一志)

◇第II部 祝賀懇親会 16:45-18:30

《参加費》

第I部 資料代:500円(会員無料) ※当日ご加入いただいた方は無料

第II部 懇親会:2,500円

※ご出欠は 4月30日(水)までにへご連絡ください。

5月は消費者月間です

消費者ネット広島も下記行事に参加します。

①広島市消費生活展(主催 広島市消費者月間事業実行委員会)

日時:5月16-17日(金-土) 会場:シャレオ

啓発ブース出展(当日お手伝いいただける方を募集しています。お問い合わせください。)

②消費者月間講演会2008(主催 広島県)

日時:5月26日(月)PM13:30-16:00 会場:広島県総合体育館地階大会議室

講演:「生かそう消費者・生活者の視点～食の安全安心を守るために～」

講師:日和佐信子氏(雪印乳業株式会社・社外取締役)



みんなの力で消費者の権利を育てよう

特定非営利活動法人

消費者ネット広島

〒730-0012 広島市中区上八丁堀7-1

TEL 082 (222)9141 FAX 082 (222)9142

◆郵便振替:広島01370-6-8204

ホームページもご覧ください
<http://www.shohinet-h.or.jp/>

情報提供・相談受付

月～金曜日の14時から17時まで TEL:082-222-9141

この会報誌は「消費者支援基金」の助成を受けて作成致しました。